

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第64回）

無効審判請求時の新規性喪失例外手続 ～審判時における意に反する公知の主張タイミング～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において発明内容を出願前に特定の技術会議で公表した場合、または、他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合、新規性喪失の例外適用手続を受けることができる（専利法第24条）。

本事件では無審査で登録された外観設計特許に対する無効宣告請求において出願前に、出願人の意に反して公開されたSNS動画が証拠として提出され、新規性喪失例外を要求する声明の提出期限が争点となった。

最高人民法院は、少なくとも無効審判に対する意見陳述書提出日から2か月以内に声明を提出すべきであり、特許を無効と判断した審決¹及び第1審判決²を維持した³。

2. 背景

(1) 特許の内容

特許権者は、振動マッサージガンと称する外観設計特許を所有している。本特許の出願日は、2018年7月27日、優先日は2018年2月22日、登録日は2019年3月1日である。

(2) 訴訟の経緯

本外観設計に対し、無効審判請求人は知識産権局に無効審判を請求した。無効審判請求人は、証拠として優先日前の2018年2月12日NBAの試合会場にて選手が本特許の振動マッサージガンを使用している動画を提出した。

3. 最高人民法院での争点

争点：無効審判手続きにおいて意に反して公知となった場合の新規性喪失例外主張のタイミングはいつか

1 国家知識産権局2020年5月19日決定第44539号

2 北京知識産権法院2022年12月26日判決（2021）京73行初12045号

3 最高人民法院2024年12月21日判決（2023）最高法知行終490号